

第4節 自動車公害対策の推進

1 自動車公害の現状

日本の自動車保有台数は、平成13年度末には7千6百万台を超え、自動車は主要な交通・輸送機関として国民の産業・経済活動や日常生活に欠くことのできないものとなっています。本市においても、自動車保有台数は平成13年度末で前年比0.14%減少していますが、市民生活における自動車への依存度は依然として高い状況にあります。(表6-48参照)

このような状況の中で、自動車公害問題は、自動車構造だけでなく、走行条件、交通量、道路構造などの各種要素が複雑に絡み合っており、都市・生活型公害の中でもその解決が困難であると言われております。上述の市民生活における自動車への依存傾向が、この問題をさらに解決困難なものとしており、様々な対策を講じているにもかかわらず、幹線道路における沿道環境の十分な改善には至っていません。

第3節の「環境の現況と対策」1「大気汚染」及び3「騒音・振動」の中で詳しく述べますが、二酸化窒素(NO_2)や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準適合率は低いところを推移しており、自動車騒音についても、幹線道路において環境基準の達成率が低い地域が少なくない状況です。

2 自動車公害対策の推進

自動車公害対策の計画的・総合的な推進を図るため、平成2年3月、平成17年度を目標年次とした「北九州市自動車公害対策基本計画」を策定しました。現在は、この計画の第三次の実施プランである「北九州市自動車公害対策第三次中期計画」(平成11年度～平成15年度)に基づき対策を進めているところです。また、同計画の進行管理を行い、自動車公害対策を総合的に推進していくため、平成14年2月、行政機関を中心とした従来の「北九州市自動車公害対策連絡会議」を改組して、市民、民間事業者を加えた「北九州市自動車公害対策推進協議会」を設置しました。

(1) 自動車単体対策

ア 自動車構造の改善促進

国等に対し、自動車騒音規制の強化、自動車排出ガス規制の強化及び低公害化に関する技術開発の促進等について、要請を行いました。

また、市民・事業者に対し、違法駐車禁止、自動車の適正な整備の励行、過積載車の防止、アイドリングストップ等の適切な運転(エコドライブ)等について、協力要請、指導等を行っており、平成15年3月、エコドライブを推進するため「北九州市自動車公害対策推進協議会」の中に「エコドライブ推進小委員会」を設置し、より効果的な取組みの検討を開始しました。

イ 低公害車等普及対策

公害健康被害補償予防協会の助成制度を活用するなどにより、最新規制適合車等への代替促進、低公害車の普及促進を図っており、平成14年度は、最新規制適合車の買い替え資金の助成(バス10台、トラック9台)、低公害車のリース代の助成(天然ガス自動車リース7台)を行うとともに、市公用車に低公害車(電気自動車1台、天然ガス塵芥車1台、天然ガス軽貨物車3台、ハイブリット自動車2台、低燃費かつ低排出ガス認定車58台)を導入しまし

た。

また、低公害車の普及啓発事業として、北九州エコカーフェア 2002(平成 14 年 11 月)、ディーゼル黒鉛クリーンキャンペーン(平成 14 年 7 月、10 月)、エコドライブセミナー(平成 14 年 11 月)を実施しました。

(2) 自動車交通対策

ア 交通流対策

交通渋滞を解消し、交通流を円滑化するため、幹線道路と鉄道の立体交差化や交通管制システムの拡充・高度化、ドライバーへの適切な情報提供、交通規制及び交通指導取締などの対策を進めており、平成 14 年度は、大門三六線の立体交差化や道路交通情報通信システムの整備 270 基 等をを行いました。

また、都心部における無秩序な路上駐車に対処するため、駐停車規制の実施、短時間の駐車需要に応えるための措置としてのパーキングメーターの設置など、総合的な駐車対策を進めています。

さらに、公共交通機関への乗り換え促進、都心循環バス等市内公共交通機関の整備・利用促進、駐車場案内システムの整備等、交通需要マネジメントを推進しており、平成 14 年度は、前年度に引き続き、パークアンドライド(4 箇所)を実施したほか、「北九州市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」の東南部における流通業務地区想定区域にもなっている小倉東 IC 周辺では、上葛原地区の流通業務を主体とした土地区画整理事業を進めています。また、今後の公共交通のあり方や役割分担を明確にした「北九州市公共交通戦略プラン」を平成 14 年 2 月に策定し、その具体的施策を推進・協議する場として「市民バスネット協議会」を平成 14 年 4 月に設置しました。

イ 物流対策

平成 11 年 8 月に策定した「北九州市物流拠点都市づくり基本方針」に基づいて各種の物流対策を進めています。

現在、大水深バースを備えた、ひびきコンテナターミナルや新北九州空港の整備を進めています。また、大型貨物車の市街地への流入の抑制を図るため、港湾施設及び臨港道路等の整備や鉄道貨物の拠点ターミナル化を推進し、物資流動の海上輸送及び鉄道輸送の分担率を向上させて、モーダルシフトの推進を図っており、平成 14 年度は、新門司北 2 号道路の供用開始及び白野江 1 号道路、白野江 4 号道路の一部供用開始を行いました。

(3) 道路対策

ア 道路網の体系的整備

既成市街地の幹線道路を通過する都市間交通等による負担を軽減するとともに、自動車交通需要の増大に対処し、特定の道路への交通の集中による騒音や大気汚染問題を緩和するため、環境保全に配慮した広域交通ネットワークの整備や、広域交通対策と連続した都市内の骨格交通施設の整備を推進して、交通流の適切な分散を図っており、平成 14 年度は、大門三六線 0.4km、二島折尾線 0.1km、若園町線 0.6km、国道 199 号藤木拡幅 0.8km 等の整備を行いました。

また、道路交通体系の整備や面的整備事業の実施にあたっては、公害を未然に防止し、快適な沿道環境を創出するため、環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例に基づいて、適切な環境保全対策を講じています。

イ 道路構造の改善

幹線道路等については、必要に応じ、道路と沿道を分離するための環境施設帯や遮音壁等の環境保全対策を講じており、平成 14 年度は遮音壁を 356m 設置しました。

また、路面の適正な維持管理に努め、騒音低減効果のある道路舗装(排水性舗装)の導入を行い、道路交通騒音の防止を図っており、平成 14 年度は、排水性舗装 22.9km の整備を行いました。

(4) 沿道対策

ア 沿道土地利用の適正化

幹線道路の沿道については、土地利用の現況及び動向、当該道路の有する機能及び整備状況等を総合的に勘案して適切な用途地域の指定を検討しています。

なお、交通量の多い幹線道路については、用途地域の指定と併せて準防火地域の指定を検討し、耐火性及び防音性の高い建築物の誘導立地を図るよう配慮しています。

イ 障害防止対策

自動車専用道路の沿道の住宅等については、適切な道路構造対策を講じても夜間の騒音レベルが一定の値を超える場合には、防音工事費用の全部又は一部を道路管理者が助成しており、住宅地内の騒音の低減に効果を上げています。今後も自動車交通量及び自動車公害の実態を踏まえ、助成の継続を促進します。

表 6-48 北九州市における自動車保有台数(各年度末)

年度	総数	貨物自動車	乗用自動車	バス	特殊用途車 特殊車	小型 二輪車	軽自動車	原動機付 自転車
平成 9	549,617	63,219	313,693	1,954	10,136	8,556	152,059	59,383
10	551,492	61,998	317,100	1,907	10,626	8,784	151,077	57,242
11	553,508	60,961	318,250	1,886	11,000	8,750	152,661	55,469
12	555,821	60,360	316,960	1,892	11,239	8,887	156,483	53,972
13	554,997	58,254	313,966	1,885	11,215	9,049	160,628	52,045

- (注) 1 資料は、「北九州市統計年鑑」による。
 2 総数には、原動機付自転車を含まない。
 3 特殊用途車とは、消防車、警察車、救急車、糞尿車、タンク車、霊柩車などをいう。
 4 特殊車とは、ブルドーザーなどの建設機械自動車をいう。
 5 軽自動車には、小型特殊自動車を含む。

第5節 環境影響評価

1 環境影響評価とは

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

2 我が国における環境影響評価の経緯

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われ、国が関与する大規模な事業に係る統ルールとして、「環境影響評価実施要綱（以下「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に環境基本法が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。閣議決定要綱と法律の主な相違点は、環境影響評価の事業者への義務づけ、対象事業の拡充（閣議決定要綱に発電所、林道を加えた13の事業）、地域の実情に応じた環境影響評価の実施（スクリーニング、スコーピング制度の導入）、住民等の意見提出の機会の拡大、埋立及び廃棄物最終処分場を除く全ての対象事業について環境大臣の意見を述べることができる規定、など閣議決定要綱を充実・改善する形となっています。

一方、地方公共団体においても、環境影響評価法が制定されたことを受けて、環境影響評価制度の条例化等に対する取組が積極的に行われました。

3 本市の環境影響評価制度

本市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針（以下「指針」という。）を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境保全について適正な配慮がなされるよう環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断され、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。

条例は、従来の指針にはなかった、市民参加や環境影響評価審査会の設置、審査会の意見を踏まえた市長意見の提出、さらには、事後調査の義務づけなどの規定が新たに取り入れられ、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

4 環境影響評価の実施状況

本市においては、昭和47年の閣議了解以降、発電所の立地、港湾計画の変更、公有水面埋立などの事業の実施に当たって、環境影響評価が実施されており、環境局では、公害の防止及び自然環境の保全の観点から、事業者などに対し助言及び指導を行うとともに、審査を行ってきました。

また、昭和63年度に策定された市の基本構想である「北九州市ルネッサンス構想」に掲げられた各種の大規模開発計画が、順次実施されており、早期の段階から情報収集を行うとともに、関係部局に対し適正な環境影響評価及び事後調査が実施されるよう調整を行っています。

平成元年度以降に環境影響評価が実施された主な事業又は計画は、表6-49のとおりです。

環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧

	環境影響評価法 第一種事業（第二種事業）	北九州市環境影響評価条例
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路等 一般国道 大規模林道	すべて 4車線以上 4車線10km以上（7.5km） 2車線20km以上（15km）	— — 4車線5km以上 —
2 河川		
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上（75ha） 湛水面積100ha以上（75ha） 改変面積100ha以上（75ha） 改変面積100ha以上（75ha）	湛水面積50ha以上 湛水面積50ha以上 — 改変面積50ha以上
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む） 普通鉄道 軌道（普通鉄道相当）	すべて 10km以上（7.5km） 10km以上（7.5km）	— 5km以上 5km以上
4 飛行場	滑走路長2500m以上（1875m）	滑走路長1250m以上
5 発電所		
水力発電所 火力発電所（地熱以外） 火力発電所（地熱） 原子力発電所	出力3万kW以上（2.25万kW） 出力15万kW以上（11.25万kW） 出力1万kW以上（7500kW） すべて	出力1.5万kW以上 出力7.5万kW以上 — —
6 廃棄物最終処分場	30ha以上（25ha）	15ha以上
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超（40ha）	25ha以上
8 土地区画整理事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
10 工業団地造成事業	100ha以上（75ha）	—
11 新都市基盤整備事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
12 流通業務団地造成事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
13 宅地の造成の事業（住宅地、工場用地を含む）		
環境事業団 住宅・都市整備公団事業 地域振興整備公団	100ha以上（75ha） 100ha以上（75ha） 100ha以上（75ha）	50ha以上 50ha以上 50ha以上
14 工業団地の造成事業	14～23までの事業は全て対象外	50ha以上
15 住宅団地の造成事業		50ha以上
16 工場又は事業場の建設事業		大気4万Nm ³ /h又は 水質5千m ³ /d
17 廃棄物処理施設の建設事業		50t/d（廃棄物焼却施設）
18 運動施設又はレジャー施設		20ha以上
19 大規模建築物の建設事業		延べ面積10万m ² 又は高さ100m以上
20 土石又は鉱物の採取事業		20ha以上
21 土地の造成事業		50ha以上
22 道路		
県道、市道 林道		4車線5km 2車線10km
23 下水道終末処理施設		計画処理人口15万人以上
港湾計画	埋立・掘込み 面積300ha以上	150ha以上

表 6-49 環境影響評価の実施状況

施年度	主な開発事業又は計画名	開発事業者又は計画者
H元	港湾計画一部変更(若松地区、新浜地区) 港湾計画一部変更(新門司地区、西海岸地区)	北九州市(港湾管理者) 北九州市(港湾管理者)
2	港湾計画改訂(北九州港) 港湾計画一部変更(西海岸地区)	北九州市(港湾管理者) 北九州市(港湾管理者)
3	北九州市新皇后崎工場建替 港湾計画一部変更(二島地区)	北九州市環境局 北九州市(港湾管理者)
4	新門司沖土砂処分場建設 響灘西地区廃棄物最終処分場建設	運輸省第四港湾建設局 民間(電源開発株式会社、 ひびき灘開発株式会社)
5	新北九州空港整備事業 土地区画整理事業(東田地区) 北九州都市計画道路1・4・5号戸畑大谷線 港湾計画一部変更(新門司北地区、八幡地区、戸畑地区) 港湾計画一部変更(白野江地区、西海岸地区)	大阪航空局、運輸省第四港湾建設局 民間(土地区画整理組合) 未定(都市計画決定権者: 福岡県知事) 北九州市(港湾管理者) 北九州市(港湾管理者)
6	港湾計画一部変更(砂津地区、日明地区、響灘東地区) 土地区画整理事業(北九州学術・研究都市南部) ゴルフ場開発事業	北九州市(港湾管理者) 住宅都市整備公団 (都市計画決定権者:福岡県知事) 民間
7	大規模なものはなし	
8	北九州都市計画道路1・3・6号北九州豊津線 北九州都市計画道路1・2・7号九州縦貫自動車道長野堀越線 北九州都市計画道路1・4・1号都市高速道路1号線 港湾計画改訂(北九州港) 脇田漁港公有水面埋立事業	建設省(都市計画決定権者: 福岡県知事) 建設省(都市計画決定権者: 福岡県知事) 北九州市(都市計画決定権者: 福岡県知事) 北九州市(港湾管理者) 北九州市経済局
9	大規模なものはなし	
10	藍島漁港公有水面埋立事業	北九州市経済局
11	頓田地先公有水面埋立事業	民間(電源開発株式会社)
12	産業廃棄物処理施設の変更事業	民間(光和精鉱株式会社)
13	北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業	北九州市 (都市計画決定権者:北九州市長)
14	総合環境コンビナート複合中核施設建設事業	民間(北九州エコエナジー株式会社)

第6節 公害防止対策の指導・調整

1 工場等立地指導

都市計画法により、土地の合理的な利用を図るため、用途地域が定められています。建築基準法第48条は、各用途地域内に建てられる建築物を制限していますが、周辺の住環境を害さないもの、又は公益上やむを得ないものについては、住民等に対して公開による意見の聴取(公聴会)を行い、建築審査会で同意が得られた場合に、建築の許可を行っています。

この場合、公聴会が開かれる前に建築都市局は、環境局と事前協議を行い、公害対策上必要があれば事業者に行行政指導を行っています。

平成 14 年度の許可実績は、表 6-50 のとおりです。

表 6-50 平成 14 年度 建築基準法第 48 条ただし書による許可実績

単位:(件)

	第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準 住居地域	近 隣 商業地域	商業 地域	準工業 地 域	工業 地域	工 業 専用地域	計
事 務 所 兼 自動車修理工場	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

また、大規模小売店舗は、周辺地域の交通、騒音、廃棄物等の生活環境問題に影響を及ぼす可能性を持つ施設であることから、大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗の新設又は変更にあたっては、その届出を行わせ、生活環境問題に影響があるかどうかを審査し、影響がある場合は届出者に意見を述べ、更には勧告、公表を行うことにより、大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に配慮するよう取り組んでいます。

平成 14 年度届出案件

新設案件 4 件

変更案件 17 件

2 採 石

平成 15 年 3 月 31 日現在、福岡県知事により認可を受けている市内の採石場は 23 箇所であり、そのうち 70%は門司区内に所在しています。

市内の採石場は、市街化調整区域又は風致地区に立地するものが多く、本市は、これらの採石場が周辺環境に与える騒音・振動・粉じん、水質汚濁などの影響について、集じん機・汚濁水防止施設の設置、建物の整備など、業者に対する県の適正な指導が図られるよう状況の把握及び意見の提出を行っています。

第 7 節 公害健康被害の補償と予防

1 補償制度の経緯

本市においては、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和 35 年から各種の疫学調査に取り組んできましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和 46 年 11 月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和 48 年 2 月 1 日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部 48km² が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、本市は昭和 48 年 10 月 15 日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、学童の疫学調査結果等により、昭和48年9月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたため、昭和49年8月1日、法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による地域指定が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

これに併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定患者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害補償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われました。

併せて、本市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除したが、法と同様に、既認定患者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象とした健康被害予防事業が実施されることとなりました。

こうして、公害健康被害補償制度は、現在の大気汚染の状況を踏まえた上で、これまでの健康被害者に対する事後的な補償制度から地域住民の健康被害の未然防止に重点を置いた制度へと転換されました。

2 被認定者の構成及び異動状況

年齢別疾病別被認定者実数（法）

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺 気 腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	305	233	538	46.5	1	0	1	303	232	535	1	1	2	0	0	0
40～59	85	99	184	15.9	1	1	2	84	98	182	0	0	0	0	0	0
60～64	26	34	60	5.2	1	2	3	25	32	57	0	0	0	0	0	0
65～	134	240	374	32.4	15	36	51	119	204	323	0	0	0	0	0	0
計	550	606	1,156	100.0	18	39	57	531	566	1,097	1	1	2	0	0	0

年齢別疾病別被認定者実数（要綱）

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺 気 腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	38	26	64	62.1	0	0	0	38	26	64	0	0	0	0	0	0
40～59	5	8	13	12.6	0	0	0	5	8	13	0	0	0	0	0	0
60～64	2	2	4	3.9	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	0	0
65～	12	10	22	21.4	1	1	2	11	9	20	0	0	0	0	0	0
計	57	46	103	100.0	1	1	2	56	45	101	0	0	0	0	0	0

被認定者異動状況（法）

項 目	年 度											
	54～56	57～59	60～62	63～H.7	8	9	10	11	12	13	14	
被 認 定 者 数	(2,187) 472	(2,625) 438	(3,171) 546	(3,296) 125	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,298) 2	
失 効 者 数	治 癒 等	(305) 158	(512) 207	(667) 155	(1,095) 428	(1,120) 25	(1,146) 26	(1,172) 26	(1,183) 11	(1,236) 53	(1,250) 14	(1,286) 36
	他都市転出	(7) 3	(13) 6	(20) 7	(33) 13	(33) 0	(33) 0	(33) 0	(33) 0	(33) 0	(33) 0	(34) 1
	死 亡	(194) 83	(279) 85	(376) 97	(627) 251	(656) 29	(686) 30	(719) 33	(749) 30	(772) 23	(801) 29	(822) 21
	計	(506) 244	(804) 298	(1,063) 259	(1,755) 692	(1,809) 54	(1,865) 56	(1,924) 59	(1,965) 41	(2,041) 76	(2,084) 43	(2,142) 58
増 減 数	228	140	287	567	54	56	59	41	76	43	56	
被認定者実数	1,681	1,821	2,108	1,541	1,487	1,431	1,372	1,331	1,255	1,212	1,156	

注)1. 各年度とも当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在)

2. ()は累計

被認定者異動状況（要綱）

項 目	年 度											
	54～56	57～59	60～62	63～H.7	8	9	10	11	12	13	14	
被 認 定 者 数	(270) 59	(354) 84	(433) 79	(456) 23	456	456	456	456	456	456	456	456
失 効 者 数	治 癒 等	(68) 14	(87) 19	(111) 24	(178) 67	182	188	192	197	202	206	207
	法 移 行	(34) 14	(49) 15	(87) 38	(87) 0	87	87	87	87	87	87	87
	死 亡	(11) 3	(17) 6	(26) 9	(46) 20	49	53	54	57	57	57	59
	計	(113) 31	(153) 40	(224) 71	(311) 87	318	328	333	343	346	350	353
増 減 数	28	44	8	64	7	10	5	8	5	4	3	
被認定者実数	157	201	209	145	138	128	123	115	110	106	103	

注)1. 各年度とも当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在)

2. ()は累計

3 保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

(1) 転地療養事業

健康教室

被認定者を対象に、遠賀郡芦屋町の国民宿舎「マリンテラスあしや」に3泊4日し、医師による講演、音楽療法等を実施しています。

平成14年度参加者 27名

(2) リハビリテーション

呼吸訓練

被認定者を対象に、理学療法士、保健師の指導のもとに、腹式呼吸や排たん訓練の実技指導を実施しています。

平成14年度参加者 35名(戸畑柔剣道場)

(3) 家庭療養指導訓練

市内に居住する在宅の人を対象に、嘱託保健師が家庭を訪問し、保健指導(腹式呼吸・ぜん息体操等)、日常生活指導、食事指導を実施しています。

年度別訪問者数の状況

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
3,551	3,484	2,441	2,395	2,694	2,155	2,028	944	603	768	915

4 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和62年9月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和49年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となったいおう酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和58年11月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和61年10月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、公害健康被害補償予防協会（環境省、経済産業省所管の特殊法人：以下「予防協会」という。）が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

（１）環境保健事業

ア 地方公共団体等の事業に対する助成事業

予防協会の助成を受けて、対象地域住民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものです。

（ア）ミニ講演会

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師によるミニ講演会を実施しています。

ミニ講演会参加者 21名（平成14年、総合保健福祉センターにて実施）

（イ）サマーキャンプ

小学校4年生から中学3年生までのぜん息児を対象に、八幡東区の「たしろ少年自然の家」で登山や呼吸訓練等のカリキュラム（4泊5日）を実施しています。

平成14年度参加者 小学生62名 中学生10名 計72名

（ウ）水泳教室

水泳は、ぜん息児にとって呼吸機能を強化し、全身の抵抗力を高める最も有効な訓練方法といわれています。

8月から11月までの間、未就学児及び小学生を対象として、八幡東区の西日本スイミングクラブで水泳教室を15回実施しています。

平成14年度参加者 99名

（２）環境改善事業

ア 地方公共団体等の事業に対する助成事業

国や地方自治体における各種大気保全対策、特に交通公害対策の推進を補完するものであり、具体的には、公害健康被害補償予防協会から助成を受けて低公害車の導入、最新規制適合車等への代替促進、大気浄化植樹事業等を実施しています。

（ア）本市の同事業に対する基本的考え方

本市における自動車交通公害問題に対しては、平成2年3月に長期的な視点に立ち、自動車公害防止対策の基本的方向を明らかにするとともに、具体的施策を体系化、総合化した「北九州市自動車公害対策基本計画」を策定しました。

現在、本計画に基づいて、自動車単体対策、自動車交通対策、道路対策及び沿道対策等の推進に努めているところですが、健康被害予防事業の一環として「環境改善事業」は、この計画の中で主要な施策の一つと位置付け、取組を進めています。

（イ）北九州市環境改善計画

公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害予防事業助成金交付要綱に基

づき、北九州市域における大気環境の改善を図るための事業の計画的かつ総合的な推進を図ることを目的に3年間の事業計画を策定するものです。

平成14年度には、平成15年度から17年度に予定される対象事業をとりまとめた第六期北九州市環境改善計画を策定しました。

(ウ) 事業実績

事業名	内容
計画作成事業 環境改善事業を計画的かつ総合的に実施するため、3年間の事業計画を作成する事業	第六期環境改善計画(H15～H17) (平成14年度作成：環境局)
低公害車普及事業 電気自動車や天然ガス自動車等の低公害車の導入及び普及を図る事業	天然ガス自動車の導入 10台(環境局他)
最新規制適合車等代替促進事業 排出ガスの少ない最新規制適合車等への代替の促進を図る事業	
大気浄化植樹事業 大気浄化能力のある植栽を整備する事業	
低公害車普及助成事業 民間事業者等による電気自動車や天然ガス自動車等の低公害車の導入に対して助成する事業	天然ガス自動車 7台
最新規制適合車等代替促進助成事業 民間事業者等による排出ガスの少ない最新規制適合車等への代替に対して助成する事業	バス 10台 トラック 9台

イ 公害健康被害補償予防協会が行う事業

低公害車の開発目的や現状を市民に認識してもらい、自動車公害問題に対する意識や環境保全の大切さを啓発するため、公害被害補償予防協会と共催で「北九州エコカーフェア2002」を実施しました。

- ・開催期間 平成14年11月3日～4日
- ・開催場所 西日本総合展示場新館
- ・入場者数 約12,000人
- ・事業内容
 - ア エコカーの展示
電気自動車4台、天然ガス自動車6台、ハイブリッド自動車2台、低燃費・低排出ガソリン車16台、LPガス車5台、手作り電気自動車17台 計50台
 - イ エコカーの試乗
出展車両6台、延べ試乗台数210台
 - ウ イベントの実施
 - ・天然ガス自動車PRカーによるイベント
 - ・親子ソーラーカー工作教育(親子50組)
 - ・エコドライブトーク(東京電機大学教授 他)
 - エ パネル展示 他